



15消安第6398号

平成16年2月26日

各都道府県知事

独立行政法人肥飼料検査所理事長

殿

農林水産省消費・安全局長

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について

牛のせき柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、平成16年1月15日農林水産省告示第70号（特殊肥料等の指定の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第71号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第72号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第73号（肥料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件）及び平成16年1月15日農林水産省告示第74号（肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）（以下「改正告示」という。）が公布され、5月1日から施行されることとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。

また、これに併せて次に掲げる通知の一部を別紙1から3までの新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、周知徹底方よろしく願います。

- 1 「複合肥料の登録申請書の記載方法について」（昭和32年11月20日付け32農経局第3019号農林省農林経済局長通知）
- 2 「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- 3 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）

## 記

### 第1 改正の趣旨

背根神経節を含む牛のせき柱については「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との食品健康影響評価の結果が、平成15年11月21日に食品安全委員会より示されたところである。

現在、肥料については、特定部位（牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項に規定する特定部位をいう。以下同じ。）についてはと畜場における焼却が義務付けられていることを前提として、牛海綿状脳症のまん延防止を図るためのリスク管理措置を講じている。

しかしながら、牛のせき柱については、これまでの特定部位と異なり、と畜場での焼却が義務付けられていないことから、牛のせき柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置を講じる必要がある。

このため、肥料について、肥料の原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものを含むことを禁止し、これらが含まれていない製造工程で製造されていることについての農林水産大臣の確認制度の導入等を行うこととし、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定。以下「特殊肥料指定告示」という。）、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件。以下「公定規格告示」という。）、平成12年8月31日農林水産省告示第1163号（特殊肥料の品質表示基準）、昭和59年3月16日農林水産省告示第698号（肥料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件）及び昭和59年3月16日農林水産省告示第700号（肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）について所要の改正を行ったものである。

### 第2 改正の概要

- 1 蒸製骨及び肉かすで粉末にしないもの並びに骨炭粉末、骨灰、にかわかす及びたい肥については、牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を除く。以下同じ。）を原料とする場合にあっては、牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。

以下同じ（図参照）。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「せき柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたもの限り、特殊肥料とすることとされた。

- 2 副産窒素肥料、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角骨粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、家庭園芸用複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料並びに水産副産物発酵肥料の公定規格として、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであることが追加された。
- 3 たい肥の品質表示基準として、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料については、その旨を記載することとされた。
- 4 登録申請書に生産工程の概要の記載を要する普通肥料の種類として、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角骨粉、乾血及びその粉末、生骨粉並びに蒸製骨粉を追加することとされた。
- 5 せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された肥料を含む普通肥料については、保証票に原料の種類として、当該肥料を記載することとされた。

### 第3 農林水産大臣の確認について

#### 1 対象となる肥料について

##### （1）農林水産大臣の確認を受ける製造工程について

肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を原料とする肥料の製造工程は、特殊肥料指定告示の1の（イ）若しくは（ロ）又は公定規格告示の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）から（3）までの表若しくは12の表に規定する農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）の対象から除かれている。

なお、牛の肉及び臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さを原料

とする肥料の製造工程は、大臣確認を要することとなる。

(2) 大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料について

大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造業者は、大臣確認を受けた工程で製造された肥料の製造事業場から、大臣確認を受けた工程で製造され、別紙の3の(2)で定める肥料原料供給管理票が携行されている牛の部位を原料とする肥料のみを受け入れる場合に限り、大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造工程については、大臣確認を要さないものとする。

(3) 牛の部位を原料とする肥料の輸入について

牛の部位を原料とする肥料の輸入業者は、当該肥料の輸入に当たっては、原料に特定部位及びせき柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写し(以下「輸出国証明書」という。)を特殊肥料の輸入業者届出書、普通肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書に添付するものとする。

また、輸入した牛の部位を原料とする肥料を肥料の製造業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

なお、肥料の輸入業者は、輸出国証明書を確認することのほか、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)等の関係法令に照らし、輸入する肥料が輸入可能なものであることを確認するものとする。

(4) と畜場法第14条の検査を経ていない牛について

牛の部位を原料とする肥料の製造工程にその部位が混合されてはならないとされている「と畜場法第14条の検査を経ていない牛」とは、農家でへい死した牛など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛をいう。このような牛は、頭部、せき髄等の特定部位を完全に除去することが困難であり、また、せき柱も含まれることから、肥料の原料として利用することを禁止したものである。

## 2 製造工程の確認手続について

(1) 大臣確認(第3の3に規定する変更の確認を除く。)を受けようとする牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、別記様式第1号により、独立行政法人肥飼料検査所(以下「検査所」という。)を経由して確認申請を行うものとする。

(2) (1)の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が別紙の牛

の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。

- (3) 大臣確認を受けた牛の部位を原料とする肥料の製造業者（以下「確認製造業者」という。）は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2)の通知に係る確認書（以下「確認書」という。）を検査所を経由して返納させるものとする。

### 3 製造工程の変更確認の手続について

#### (1) 製造工程の変更

ア 確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、検査所を経由して変更確認申請を行うものとする。

イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。

ウ 確認製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、確認書を検査所を経由して農林水産大臣に返納するものとする。

#### (2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るとともに、確認書を返納するものとする。

#### (3) その他の変更

確認製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

### 第4 製造設備の故障等についての対応

確認製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛の部位を原料とする肥料の製造を一時停止するとともに、その概要を検査所を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

## 第5 特殊肥料の生産業者の届出について

確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする特殊肥料を製造する事業場にあつては牛の部位を原料とする肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあつては大臣確認を受けた製造工程により原料となる肥料を製造する事業場から製品に対して携行される肥料原料供給管理票の写し又は原料となる肥料の輸出国証明書を、それぞれ肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条第1項に規定する特殊肥料の生産業者の届出の際に提出するものとする。

なお、牛の部位を原料とする特殊肥料は、平成16年5月1日以降、大臣確認を受けた工程により製造された肥料以外の肥料は特殊肥料指定告示で指定する特殊肥料に該当しなくなることから、生産することはできない。

## 第6 普通肥料の登録申請等について

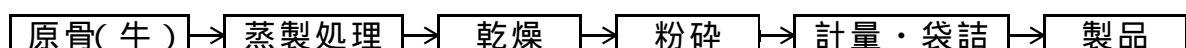
確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする普通肥料を製造する事業場にあつては牛の部位を原料とする肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあつては大臣確認を受けた製造工程により製造された原料となる肥料を製造する事業場により製品に対して携行される肥料原料供給管理票の写し又は原料となる肥料の輸出国証明書を、それぞれ肥料取締法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は肥料取締法第12条第1項若しくは第2項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請の際に提出するものとする。

なお、牛の部位を原料とする普通肥料は、平成16年5月1日以降、大臣確認を受けた工程により製造されたものでない場合は、生産の登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新はできない。

## 第7 肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は肥料の登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書における生産工程の概要の記載について

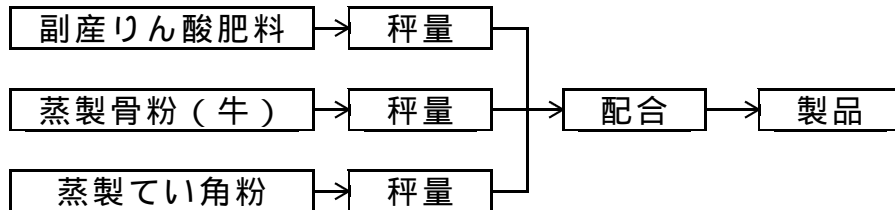
牛の部位を原料とする普通肥料の製造業者は、普通肥料の登録若しくは仮登録を申請し、又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新を申請する場合、その申請書に記載する生産工程の概要において、確認製造業者の氏名又は名称及び事業場の名称等を次の記載例により記載することとする。

### 1 大臣確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合



備考： 年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号において当社 事業場は、製造工程においてせき柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

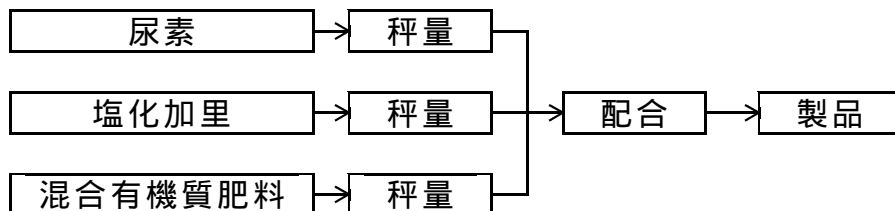
2 輸入された副産りん酸肥料及び大臣確認を受けた工程により製造された蒸製骨粉を原料として配合肥料を製造する場合



備考： 1 副産りん酸肥料は、原料に牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及びせき柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて、国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

2 蒸製骨粉は、会社 事業場で製造されたものである。（ 年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号において 会社 事業場は、製造工程においてせき柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

3 大臣確認を受けた工程により製造された蒸製骨粉を原料とする混合有機質肥料を原料とする配合肥料を製造する場合



備考：混合有機質肥料は、会社 事業場で製造された蒸製骨粉（ 年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号において 会社 事業場は、製造工程においてせき柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）を原料とするものである。

## 第8 普通肥料の保証票の記載について

牛の部位を原料とする指定配合肥料及び窒素全量を保証した普通肥料については、牛への誤用・流用の防止に万全を期す必要があることから、原料の種類に記載において、動物かす粉末類及び骨粉質類については、当該統合表示名称の次に を付し、該当するすべての種類を記載するよう努めるものとする。

また、動物かす粉末類及び骨粉質類については、その原料に用いられる牛の部位を原料とする肥料の保証票又は供給管理票に由来する動物種が記載されている場合は、次の記載例により、備考欄に牛、豚、鶏等由来する動物種を記載することができるものとする。

(配合原料)又は(窒素全量を保証又は含有する原料)

尿素、骨粉質類 蒸製骨粉、動物かす粉末類 肉かす粉末

備考：1 の大きい順である。

2 内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。

3 蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。

4 肉かす粉末は、豚に由来するものである。

## 第9 帳簿の備付けについて

牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、肥料取締法第27条第1項の規定に基づき事業場ごとに備え付ける帳簿に、牛の部位である原料の収集先の一覧表を備え付けるものとする。

## 第10 施行期日等

1 改正告示は、平成16年5月1日から施行することとされた。

2 大臣確認については、施行期日前においても行うことができることとされた。

なお、施行期日前の大臣確認については、施行期日において大臣確認を受けていない工程で製造された普通肥料及び特殊肥料は、登録若しくは仮登録の有効期間を更新し、又は生産することができないこと、他方、確認申請から大臣確認までの間には現地調査が必要であるなど所要の日数を要すること、この場合の所要の日数について業者間で不公平が生じることをできるだけ避ける必要があることから、現地調査等の手続を計画的に進める必要がある。このため、平成16年4月中旬を目途にその時点で現地調査が可能

な事業場について一斉に現地調査を行い、不十分な事業場における製造工程については、再度、現地調査を行うこととするので、御了知いただくとともに、早期に確認申請をされるよう御協力いただきたい。